

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 29 日

提出者 国 立 市 長 永 見 理 夫

（説 明） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

国立市市税賦課徴収条例（昭和 29 年 6 月国立市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条の 2 第 9 項、第 55 条の 2 第 1 項第 1 号、第 80 条第 2 項第 2 号、第 121 条の 4 第 2 項第 1 号及び第 121 条の 18 第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。